

<p>営業所の取扱い</p>	<p>＜被災企業（※）＞ 営業所が倒壊等し ていても再建する 意思があればある ものとみなす運用</p>	<p>＜被災企業＞ 原則、H23.9.1以降は通常どおり変更届（場 合によっては許可換え）が必要。 ただし、震災前に現に設置していた営業所（以 「元の営業所」という。）の実態がないが、元の営 業所に戻り営業する意思があり仮移転により営業 を継続している場合には、仮移転先の報告を求め る。当該報告があった場合にはH25.3.31まで は元の営業所において営業を行っているものとみ なす。</p>	<p>＜仮移転先報告済みの企業＞ 仮移転先報告済みの企業について は、H27.3.31まで左記取扱いを延長し、 元の営業所において営業を行ってい るものとみなす。</p>
<p>許可更新の 財産的基礎の 取扱い</p>	<p>＜被災企業＞ 被災により申請時の直前の決算期における財務諸 表の提出ができないと認められた場合、確定してい る最新の財務諸表により審査。</p>	<p>＜被災企業＞ 確定している最新の財務諸表では財産的基礎を満 たしていない場合、その一期前の財務諸表で満たし ていれば一定の条件を付す等により更新を認める。</p>	<p>＜被災企業（主に警戒区域等を想定）＞ 左記取扱いにつ いてH26.3.31ま で期限を延長 左記特例措置 は終了</p>
<p>経営事項審査 における 取扱い</p>	<p>＜被災企業＞ 直前の決算期における財務諸表等の提出ができな い場合、直近の経審において用いた数値により審 査。翌年度以降は、確認可能な決算期の数値によ り審査。</p>	<p>＜被災企業（主に警戒区域等を想定）＞ 左記取扱いにつ いてH26.3.31ま で期限を延長</p>	<p>＜被災企業（主に警戒区域等を想定）＞ 左記取扱いにつ いてH26.3.31ま で期限を延長</p>

※被災企業：東日本大震災による被害を受けた建設業者
 凡例：
 H23.3.23事務連絡による措置
 H23.8.30事務連絡による措置
 今回の事務連絡による措置